

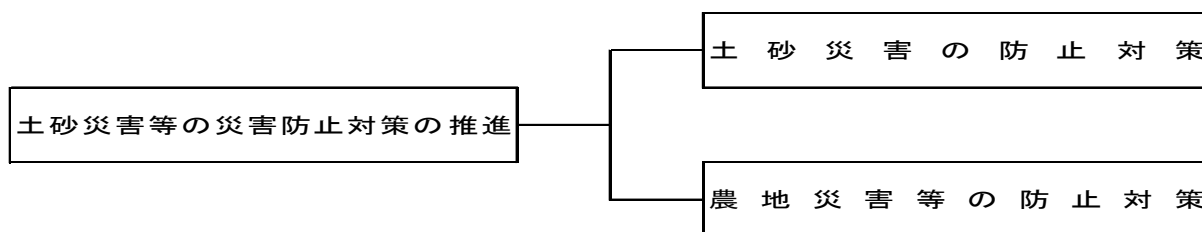
第1章 災害に強い施設等の整備

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

本町は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。

このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



第1 土砂災害の防止対策

1 災害危険区域の指定

本町の山崩れ、がけ崩れなどの土砂災害の危険が予想される区域の指定状況は、資料編のとおりである。また、町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定める。（指定要件に該当しない危険箇所は、資料編のとおり）

（1）土石流危険溪流箇所 （資料編）

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

（2）急傾斜地崩壊危険箇所 （資料編）

（3）崩壊土砂流出危険地域 （資料編）

（4）山腹崩壊危険地域 （資料編）

（5）その他の危険箇所 （資料編）

2 土砂災害防止事業の推進

町及び県は、各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

(1) 山地災害危険地区等

県は、主として森林法に基づく国の森林整備保全事業計画により、山地災害危険地区のうち、緊急度の高い箇所から計画的に治山工事を実施する。

町は、山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(2) 土石流危険渓流

県は、土石流発生のおそれがある危険渓流について、環境にも配慮しつつ、施設の整備を進めており、今後も、危険度、緊急度の高い土石流危険渓流等から逐次、事業を実施する。

また、県は、砂防指定地に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、地水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

町は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(3) 地すべり危険箇所

県は、地すべり危険箇所の地すべり状況の観測と現地調査を行い、地すべりの危険度、緊急度の高い地域から逐次、事業を実施する。

また、県は、地すべり防止区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、地すべり防止の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

町は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所

県は、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ、計画的に施設の整備を進めており、今後も、危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から逐次、事業を実施する。

また、県は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為を制限するとともに、監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

町は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(5) 建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域と同一区域を指定）

町及び県は、建築基準法に基づく災害危険区域内における建築に関する制限について条例で定める。急傾斜地崩壊危険区域、又は津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する。がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

(6) 宅地造成工事規制区域

県は、宅地造成等規制法により、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定し、規制区域内では宅地造成に許可を要するなどの規制を行うとともに、年2回、工事中の団地について現地点検を行う。

(7) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、大隅地域振興局（建設部）において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次、防災工事を実施する。

(8) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

① 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、町長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

町は土砂災害防止法第7条に基づき、本地域防災計画において区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

◇土砂災害防止法

(警戒避難体制の整備等)

第七条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の長。以下同じ。）は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による市町村地域防災計画をいう。）において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

2 市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、第一項に規定する市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

※土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・・・土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制の整備を図ることを目的として指定。

② 土砂災害特別警戒区域の指定

県は土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取り組みを行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、町長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅地分譲や老人ホーム、病院等の要援護者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者等に対し移転等の勧告が可能となる。

※土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・・・土砂災害警戒区域の中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域で、住宅等の新規立地の抑制等を目的として指定。

(9) 盛土規制法に基づく規制区域等

盛土等による災害から町民の生命・財産を守るため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等に許可を要するなどの規制を行うとともに、不法・危険盛土等に対して是正等の命令を行う。

なお、法改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域については、盛土規正法施行から2年間、または、盛土規正法に基づく規制区域等が指定されるまでの間は、現行の宅地造成工事の規制が適用される。

ア 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定

県は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を町長に通知するとともに公表し、町長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

イ 行為規制等

県は、宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内では、土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土、土捨て行為や一時的な堆積などの行為を許可の対象とするほか、不法・危険盛土等に対して是正措置等の命令を行う。

(10) その他の災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

3 砂防施設等の災害防止

砂防施設管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や点検を行い、適切な維持管理に努め、砂防施設等管理者は必要に応じて老朽化対策を推進する。

4 災害危険区域の調査の結果の周知

(1) 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、大隅地域振興局（建設部・農林水産部）、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに総務課又は建設課等に通報する。

(2) 災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の災害危険性の把握・周知

町は、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。また、独自の調査によって明らかになった土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について、調査結果を積極的に住民へ周知する。

(3) 災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

- ① 災害危険箇所、土砂災害警戒区域等、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を公表する。
- ② 災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の他、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布を行う。
- ③ 広報紙、町ホームページ、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

5 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

(1) 災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の警戒体制の確立

災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

町は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(3) 避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、下記の内容の避難計画を作成する。

① 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

② 住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、地域コミュニティ無線、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

③ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路について

も、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

④ 避難誘導員等の指定

避難する際、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居の高齢者等の要配慮者については、誘導・支援担当者を定めておくなどの措置を講じる。

⑤ 避難勧告等の基準の設定

過去の降雨状況、土砂災害警戒情報、土砂災害発生予測システムによる危険指標（レベル1，2，3）、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難勧告等の基準を定めるよう努める。

（4）住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努める。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、町及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

（5）避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害崩壊等を想定した避難訓練を実施するよう努める。

（6）要配慮者関連施設への情報伝達体制の整備

土砂災害警戒区域等内に、要配慮者関連施設等ある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めておく。

第2 農地災害等の防止対策

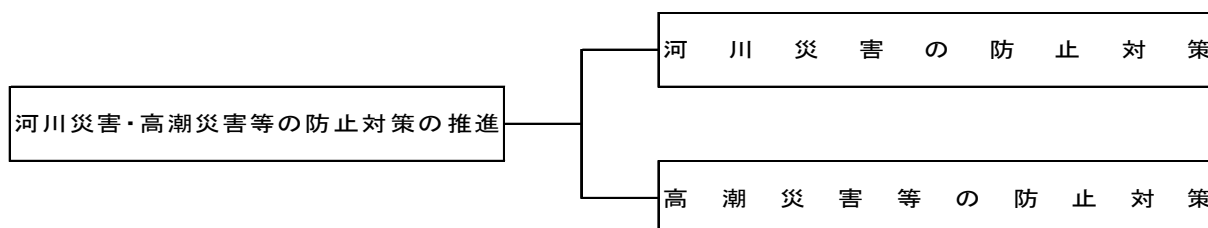
1 農地防災・保全施設の整備

本町は、シラス等の特殊土壌が広く分布し、台風や集中豪雨により、農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業用施設、人家等に被害が及んでいる。これらの被害を防止、軽減するために、排水路、ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い、農村地域の災害発生防止に努める。

また、ため池等の農業水利施設については、早急な改修が困難なものや、改修が終わっているものについても、人的被害が発生した場合に備えて、被害想定区域や避難場所等を地図化したハザードマップの整備など、減災対策にも努める。

第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進

本町は、台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、河川は、その大半がシラス台地を流れていることから、洪水の被害を受けやすい特質がある。また、沿岸部は、高潮、波浪災害等を受けやすい特質があり、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、このような災害を防止するため、県及び町は、従来より推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。



第1 河川災害の防止対策

1 河川等重要水防区域等危険予想区域の把握、周知

町は、河川等重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域において、住民への周知に努めるとともに、町独自に河川災害の危険性等に関する以下の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。

- (1) 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
- (2) 避難路上の障害物などの把握
- (3) 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握
- (4) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

※重要水防区域・・・河川、海岸等で特に重要な水防区域と認められる区域及びその中で危険と予想される区域

2 危険予想区域の巡視等

(1) 重要水防区域

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「大崎町水防計画書」に示す危険区域内の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

(2) その他の河川

町は、町内の河川、水路の危険予想区域について、量水標を適時巡視する。なお、危険箇所等の改修については、計画的に実施していく。

3 避難判断水位（特別警戒水位）の設定

水防管理者は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下、「水位情報周知河川」という。）において、「はん濫注意水位（水防法第12条第2項

で規定される警戒水位)を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」として避難判断水位を定め、この水位に達したとの通知を受けたときは、これを一般に周知しなければならない。指定河川などその他避難判断水位に係る事項については同計画書による。

◇水防法

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

表 町内の水防区域等

	河川名	河川種別	管理者	うち重要水防区域 m	区域	左右岸別	危険と予想される区域		予想される危険	予想される被害の程度		
							延長m	区域		家屋	耕地 ha	その他
58	菱田川	二級	県	500	菱田地区	左右	500	浜ヶ原 押切地区	破堤 溢水	10	30	
78	持留川	二級	県	800	永吉地区	右	800	永吉地区	溢水	10	200	
	田原川	二級	県	500	横瀬地区	右	500	横瀬地区	破堤 溢水	0	10	

※58・78は重要水防区域外の危険と予想される区域に指定。

※川の流れの方向（下流）に向かって右側を右岸（うがん）、左側を左岸。

第2 高潮災害等の防止対策

1 海岸保全施設の整備方策

県においては、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全施設の整備を国・県へ要望していく。

2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

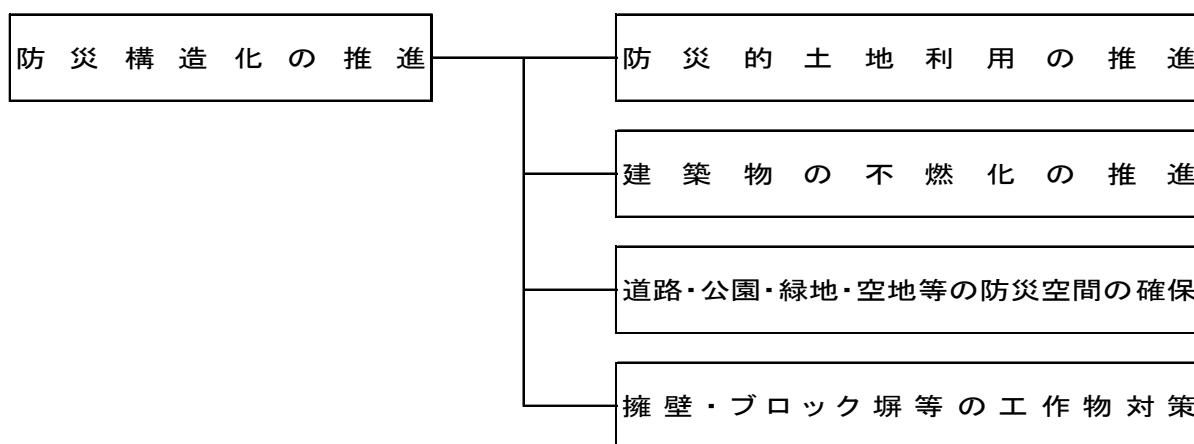
県及び町は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

※海岸保全施設・・・津波・高潮・波浪等の災害、海岸侵食などから背後の人命や財産を保護するため、海岸保全区域にある堤防・突堤・護岸・砂浜、その他海水の浸入又は海水による侵食を防止するための施設。

第3節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで個別に実施されてきた都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発にともなう指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な都市環境の整備を推進する。



第1 防災的土地利用の推進

1 新規開発に伴う指導・誘導

町は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行う。特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

(1) 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅地造成工事規制区域内で行う宅造工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

◇宅地造成等規制法

(宅地造成工事規制区域)

第三条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。第二十四条を除き、以下同じ。）は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。
- 4 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

※宅地造成工事規制区域・・・宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地や、市街地となろうとする土地の区域（大崎町なし）

（2）建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

◇建築基準法第39条

（災害危険区域）

第三十九条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

- 2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

（3）危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

第2 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定に努め、耐火建築物等の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を検討し、都市の不燃化の促進を図る。

※防火地域・・・都市計画法に基づき、防火のために特に指定される地域。（主に建築物が密集する市街地の中心部や幹線道路沿いに指定）この地域内の建物は、耐火建築又は簡易耐火建築としなければならないなど種々の制約を受ける。

※準防火地域・・・都市計画で指定される火災を防止するために比較的厳しい建築制限が行なわれる地域。

2 消火活動困難地域の解消

町は、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 延焼遮断帯等の整備

町は、広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

4 消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

表 町の消防施設の現況 (令和7年4月1日現在)

地区名	防火水槽	消火栓
大崎地区（中央分団）	99	112
大丸地区（大丸分団）	52	21
菱田地区（菱田分団）	45	32
中沖地区（中沖分団）	40	12
持留地区（持留分団）	47	19
野方地区（野方分団）	76	44
計	359	240

5 その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

(1) 道路の整備

道路は、町民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮する。

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

町及び県は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ農業集落排水処理施設等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

表 都市公園の名称及び位置

名称	位置	区分
ふれあいの里公園	曾於郡大崎町神領2392番地	都市計画公園
大崎町中央公園	曾於郡大崎町假宿1982番地	都市計画公園

2 共同溝等の整備

町及び県は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

4 都市防災構造化対策の推進

町及び県は、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地区については、道路・公園・河川・港湾等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業と連携し、都市の防災化対策を推進する。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

町及び県は、道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に安定性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

町及び県は、これまで、パンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間（春（3月1日～3月7日）と秋（8月30日～9月5日））において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

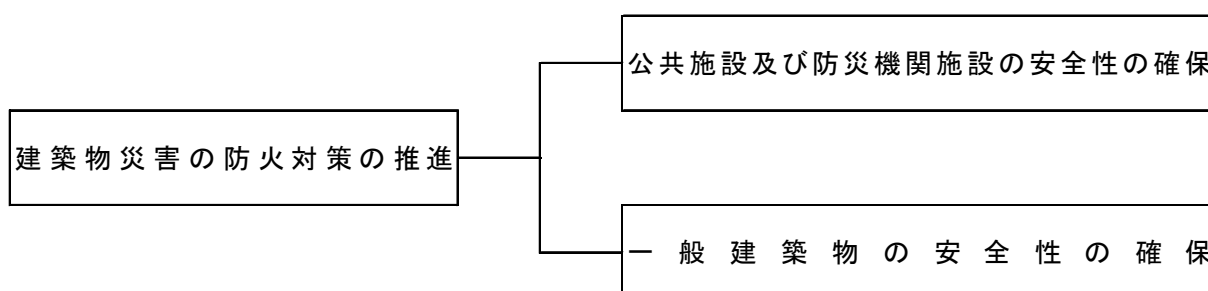
これまでに実施している定期報告制度や、年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導強化に努める。

4 屋外広告物に対する規制

屋外広告物は、「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないもの」として一定規模以上の広告物に対して、県により掲出許可基準を設けている。そのため、風水害時の落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い施設については、特に設置者への指導を県とともに推進する。

第4節 建築物災害の防災対策の推進

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼損等の被害が予想される。このため、「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。



第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

1 公共施設等の安全性の確保

町及び県は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性確保を図る。

(1) 防災管理体制の確立

- ① 防火管理者の設置
- ② 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）
- ③ 避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備に努める。更に関係機関との連絡体制も整備する。

④ 防災施設、設備の整備

- ア 不燃化、耐震化の促進
- イ 消防用設備等の整備
- ウ 防災施設、設備の点検整備

⑤ 幼稚園、保育所の耐震診断の実施及び耐震化の促進

⑥ 防災拠点施設等の機能強化

- ア 行政庁舎及び防災拠点施設の設置の複数化
- イ データベースの管理体制の強化

(2) 避難場所となる公共施設の建築

公共建築物にあっては、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。

2 重要防災基幹施設の安全性確保

(1) 重要防災基幹施設の指定

災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定し、復旧優先順を検討する。

- ① 防災中枢施設（役場等）
- ② 治安施設（交番等）
- ③ 消防施設（消防分署、消防団詰所等）
- ④ 医療施設（救急告示病院等）
- ⑤ 避難施設（小学校、中学校、公民館等）
- ⑥ 災害時要援護者施設（福祉施設、保育施設、老人福祉施設等）

※救急告示病院・・・救急医療の知識や経験を持つ医師が常時診療し、レントゲンなど救急医療に必要な設備を持つ等の要件があり、厚生労働省の「救急病院等を定める省令」に基づいて都道府県知事が認定した医療機関。

（２）安全性の確保

重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 防災指導等による不燃化，安全化の促進

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化を推進し、火災延焼防止のための延焼遮断帯や緑地帯、避難場所等の防災空間の設置、道路拡幅等の促進に努める。

2 町民等への意識啓発

町及び県は、町民に対して、以下の意識啓発を行う。

（１）建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

（２）がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

（３）融資制度等の活用による不燃化等の促進

- ① 民間賃貸住宅や分譲住宅に対する住宅金融支援機構の融資制度等を活用し、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。
- ② 民間住宅に対する特定優良賃貸住宅制度等を活用して、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

※特定優良賃貸住宅制度・・・「特定優良賃貸住宅の供給・促進に関する法律」に基づき、中堅所得者の方に優良な賃貸住宅の供給を促進する目的で都道府県知事等の認定を受け民間事業者が建設し、管理する賃貸住宅。

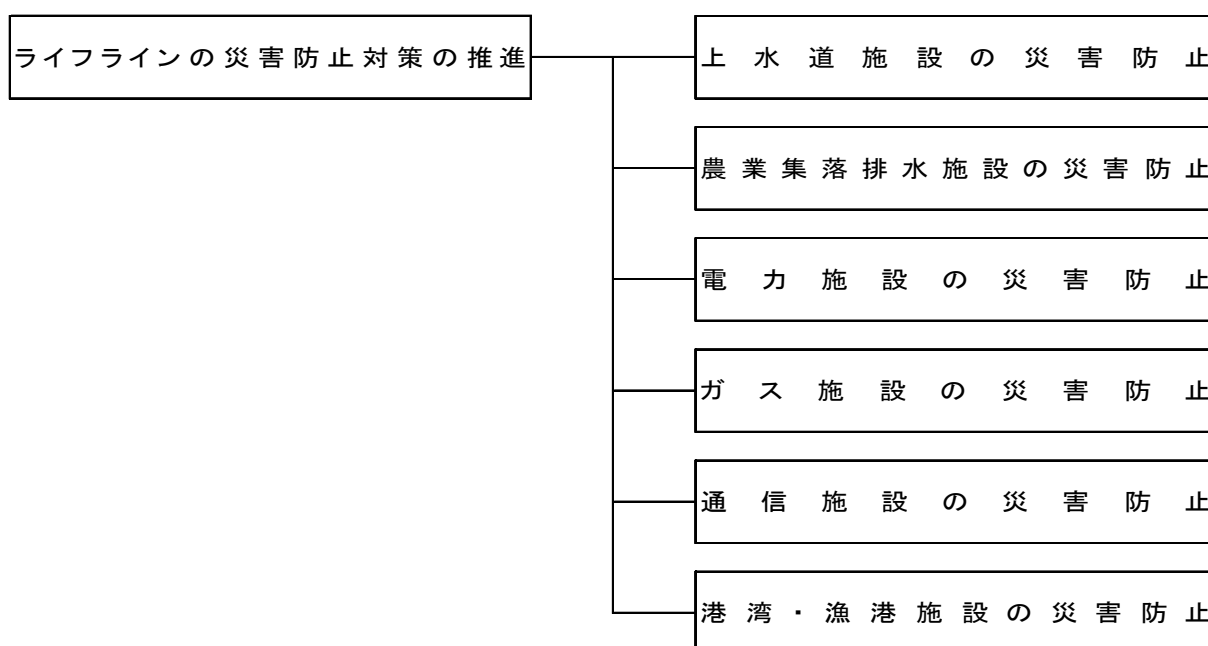
3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

不特定多数の者が利用する病院，旅館，ホテル，物品販売業を営む店舗等の特殊建築物等の施設については，「建築物防災週間（毎年 春（3月1日～3月7日）と秋（8月30日～9月5日））」において，消防機関等の協力を得て，防災査察を実施するとともに，年間を通じパトロールを行い，建築物の安全を確保する。

第5節 ライフラインの災害防止対策の推進

上水道・公共下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋りょう、港湾・漁港、河川施設等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県及びライフライン事業者は、ライフライン施設について、風水害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。



第1 上水道施設の災害防止

1 災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、町は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により、被害発生抑制と影響の最小化を図り、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 浄水場等における停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (7) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

2 応急体制の確立、給水施設等の整備の推進

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

(1) 水源の確保

将来の水需要の増大に対応して新たな水源の確保に努める。

(2) 災害が予想される場合の措置

気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水確保の啓発及び配水制限等の措置を検討する。

(3) 埋設管の被害軽減

埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努める。

(4) 災害時応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。

(5) 資機材の点検

応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について確認しておく。

(6) 広域応援体制

災害時の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

- ① 水資源の確保・配給体制
- ② 災害時の応急復旧体制
- ③ 資機材の確保体制
- ④ 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成
- ⑤ 広域的水源対策（海水淡水化等）の活用
- ⑥ 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の調達確保の検討

第2 公共下水道施設の災害防止

1 老朽施設、管路施設等の点検・補修

公共下水道施設は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を推進する。

- (1) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (2) 広域的なバックアップ体制の推進

2 応急体制の確立、仮設トイレ等の整備の推進

(1) 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

- ① 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、管網の現況把握及び台帳作成について検討する。

- ② 災害時の緊急措置の方法，分担，連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い，災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。
- ③ 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し，その保管場所，方法について検討する。
- ④ 災害時は水の供給不足から処理が不能となることを想定し，仮設トイレの確保と周辺環境の整理について，地域住民との連携協力体制を図っていく。
- ⑤ 汚物の貯留・中継施設の確保，処理施設代替え方策等について，周辺市町との連携協力体制を図っていく。

(2) 水害対策

- ① 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し，その保管場所，方法について検討する。
- ② 停電時に備え，予備動力等の整備点検を行い，また，その運転方法について関係者によく熟知させる。
- ③ 気象台の気象予報・警報に対処し，災害が予想されるときは，各施設の点検整備を行うとともに，各家庭における用水確保の啓発及び排水制限等の措置を検討する。
- ④ 宅地開発の進行に対応した整備計画の見直しを適宜行う。

第3 電力施設の災害防止

九州電力株式会社は，以下の方法により，災害に伴う，電力施設の被害防止のための必要措置を講ずる。

(1) 水害対策

ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の現状，河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し，防水壁の設置，排水ポンプの設置，機器のかさ上げ，ダム通信確保のための設備の設置，及び建物の密閉化（窓の密閉化，ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

イ 送電設備

- ・ 架空電線路・・・土砂崩れ，洗堀などが起こるおそれのある箇所ルート変更，擁壁，石積み強化等を実施する。
- ・ 地中電線路・・・ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は，床面のかさ上げ及び窓の改造，出入り口の角落とし，防水扉の取付け，ケーブルダクトの密閉化等を行うが，建物の構造上，上記防水対策の不可能な箇所では，屋内機器のかさ上げを実施する。

また，屋外機器は基本にかさ上げを行うが，かさ上げが困難なものは，防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

建築基準法，電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに，既存設備の弱体箇所は，補強等により対処する。

(3) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形・地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

2 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予測施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、雨量、流量、潮位、波高等の観測、予測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ、無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から、復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送体制の確保に努める。

また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破壊等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関のほか、ホームページ、携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに九州電力鹿児島営業所等に連絡すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対触れないこと。
- (4) 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- (7) その他事故防止のため留意すべき事項。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を促進する。

5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び県が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第4 ガス施設の災害防止

1 ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は、災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう以下のとおり施設や導管の災害防止措置を実施する。

(1) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備や緊急遮断設備等の整備を行い、災害の軽減を図る。各設備の維持管理については、保安規定に基づいて、定期的な保守点検整備等を行う。

(2) 導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規定に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。特に、高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

2 ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な措置により、二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるように、以下の対策を実施する。

(1) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、災害時措置要領等の整備に努める。

(2) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

(3) 緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに、緊急措置ブロックの形成を促進する。

(4) 支援体制

被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保などに努める。

3 需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

第5 通信施設の災害防止

1 電気通信設備等の耐災性の確保（防災設計による）

西日本電信電話株式会社は、通信施設の耐災性（不燃性、耐水性等）の確保に関する対策を推進することにより、風水害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

(1) 電気通信施設・設備の耐災化

電気通信施設・設備の耐災化を図る。特に、局舎（電話局等）については、既往最大規模の風水害による被害を参考として不燃、耐火、耐水構造化を推進する。

(2) 通信用機器の耐災化

局舎内に設置する電信・電話データ通信用機器は、風水害による浸水、損傷、流出等を防止するため、支持金物等による措置を行う。

(3) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として蓄電池、発電機を常備する。

2 通信設備の確保

(1) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは、火災による延焼や河川出水、土砂災害等による寸断に比較的に弱いので、寸断等のおそれのある区間は地下埋設化を推進する。

(2) 橋りょう添架ケーブルの耐火防護・補強

橋りょう添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

(3) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

(4) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

- ① 回線の切替え措置方法
- ② 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法
- ③ 重要局所被災時の措置方法
- ④ 災害対策用電話回線の作成
- ⑤ 一般通話の制限（広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。

3 災害対策用機器・資機材の整備

(1) 各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局、移動無線車、孤立防止対策用衛星電話を配備する。

(2) 大容量可搬型電話局装置等

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬型電話等を主要地域に配備する。

(3) 移動電源車

移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、電話局、無線中継所等を対象に配備する。

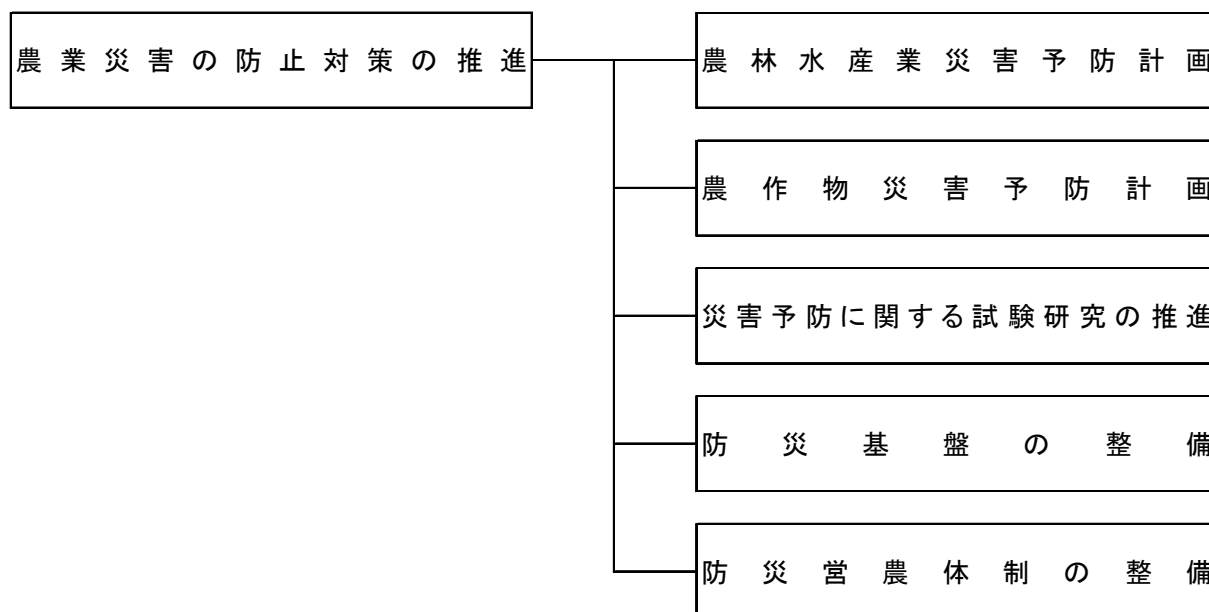
4 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

第6節 農業災害の防止対策の推進

農林水産業施設及び農林水産物等を台風、豪雨等による被害から未然に防ぐため、所要の予防措置を講じる。

農林水産施設等については、農林水産業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きいことから、防止対策は協力依頼を要請するとともに、町と住民による相互協力体制のもと、推進にあたる。



第1 農林水産業災害予防計画

1 農業災害予防計画

(1) ため池整備計画

- ① 巡視による異常の早期発見と報告，草刈りの励行
- ② 斜樋，底樋の排水施設の点検整備
- ③ 堤体の応急補強と通行規制
- ④ 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- ⑤ 不用貯水の排除及び事前放流
- ⑥ 老朽ため池等整備事業の積極的活用による再整備

(2) 用排水路

- ① 浚渫，除草，障害物の除去，破損箇所の修理
- ② 水路中の各種ゲートの整備点検，確実な操作
- ③ 湛水防除施設の整備点検，確実な操作

(3) 農道

- ① 側溝，暗渠，溜枳，排水管等，排水施設の浚渫，清掃
- ② 農業機械の大型化に対応した農道の拡幅整備

2 畜産業災害予防計画

(1) 施設等の整備

畜舎、鶏舎等施設の補強整備等を指導し、推進する。

(2) 飼料作物確保

家畜飼料の不足を補うための飼料作物の調達先、調達量等を把握しておく。

3 林業災害予防計画

(1) 関係機関、団体等と連携しながら森林の持つ機能の維持向上を図る。

(2) 保安林整備事業により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。

また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。

(3) 市街地を取り巻く山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。

(4) 小規模隣地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

4 水産業災害予防計画

(1) 船舶、養殖等の水産施設は、気象情報に応じた適切な避難等の予防措置を講ずる。

(2) 漁港・堤防等の水産施設は、必要に応じて点検・補強を検討する。

第2 農作物災害予防計画

(1) 水稻

① 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた倒伏抵抗性品種等の採用と適期移植により、災害の軽減、回復を図る。

② 災害に対し、抵抗性の強い健苗を育成する。

③ 応急対策予備苗を共同育苗（苗代）施設の利用により確保する。

④ 干ばつ時においては、計画的配水灌がいと麦程、山草、堆肥等により蒸発を防止する。
また、作期の分散等により被害の発生を防止する。

⑤ 風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防措置、事後措置を講ずる。

⑥ 気象情報に即応した予防措置を講ずる。

⑦ 局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。

(2) 果樹

① 干害予防としては深作、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壌水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い、雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。また、灌水用の水源を確保する。

② 風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修、補強を図る。

③ 水害に対しては、テラス溝、排水溝等を整備し、また、敷藁、敷草等により土壌の流失を防止し、園地の損壊を予防する。

- ④ 凍霜害対策としては適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を行う。

(3) そ菜

- ① 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- ② 風水害又は水害に対する排水溝等の整備を図る。
- ③ 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。
- ④ 倒伏防止のための支柱を補強する。

(4) 花き

- ① 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- ② 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
- ③ 倒伏防止のための支柱を補強する。
- ④ 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。
- ⑤ 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

第3 災害予防に関する試験研究の推進

災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- (1) 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。
- (2) 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。
- (3) 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。
- (4) 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること。

第4 防災基盤の整備

農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

(1) 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

(2) 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道・林道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

(3) 海岸整備事業等

海岸地域において、漁港及び養殖場等の被害を軽減するため、必要な施設の整備を推進するとともに、関係機関に要請する。

第5 防災営農体制の整備

(1) 農地防災事業の推進

農地防災事業を計画的に推進し、営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

(2) 農地保全施設の管理

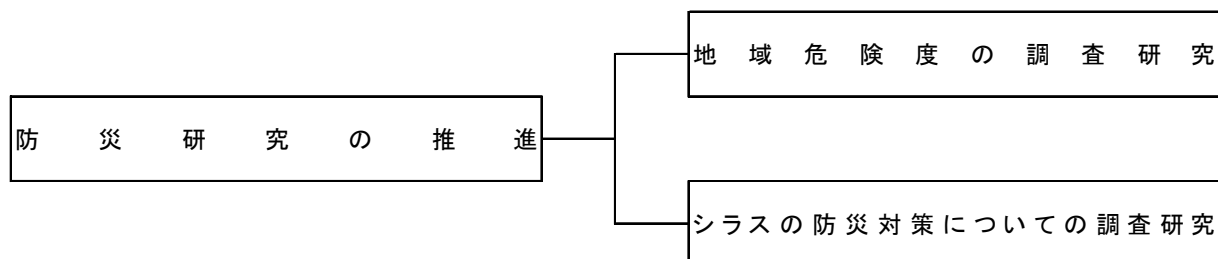
堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

(3) 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

第7節 防災研究の推進

県、町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。



第1 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

第2 シラスの防災対策についての調査研究

町は、県と連携して、特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

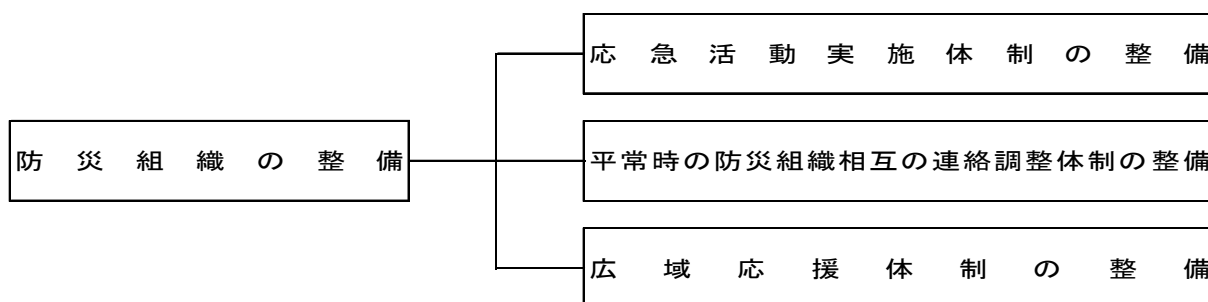
風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、町及び各防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

（1）職員等の携帯電話へのメール配信システムの整備

初動段階の災害対策要員の確保を図るため、本部長をはじめ職員等の携帯電話に気象情報等メール配信システムにより、迅速に動員配備できるようにする。

(2) マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

(3) 職員の参集体制の整備

勤務時間内・外を問わず、予測が困難な災害についても迅速な警戒体制が確保できるよう職員の参集体制について、あらかじめ確立しておく。

2 災害警戒本部・警戒支部の運営体制の整備

(1) 警戒情報の収集、伝達体制

災害の兆候等、今後見込まれる災害の危険性を確認し、警戒すべき情報の収集、関係機関、住民への情報伝達体制を確認しておく。

(2) 組織動員・連絡体制

災害の発生、被害の拡大のおそれを考慮し、災害対策本部に移行するための基準等を確認し、災害対策本部の設置及び動員を確保できる組織並びに連絡体制を確立しておく。

3 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策本部運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 職員の育成

災害対策本部員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

- ① 動員配備・参集方法
- ② 本部の設営方法
- ③ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート の多重化、及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等を明確化に努める。

（２）勤務時間外での対応

町、県及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制を整備する。

2 防災関係機関との協力体制の充実

町は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。また、災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

（１）日頃からの情報交換の積極的な実施

町、県及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実する。

（２）通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

（１）連絡手続き等の明確化

自衛隊への派遣要請は原則として県を通じて行うが、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように町防災計画書に明示しておく。

（２）自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊（陸上自衛隊第12普通科連隊（霧島市）、海上自衛隊第1航空群（鹿屋市））と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 広域応援体制の整備

1 支援活動の準備

- （１）被災市町村及び各関係機関から、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部の設置、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備計画を作成しておく。
- （２）職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣類、情報伝達手段等各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

2 市町村間相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣市町と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結する。

また、県外市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

3 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、県の要請により緊急消防援助隊を中心に派遣する。

表 緊急消防援助隊（大隅曾於地区消防組合）

部隊名	部隊数
救助部隊	1
救急部隊	2
消火部隊	1
後方支援部隊	1
特殊災害部隊（毒物・劇物のみ放射性物質除く）	1

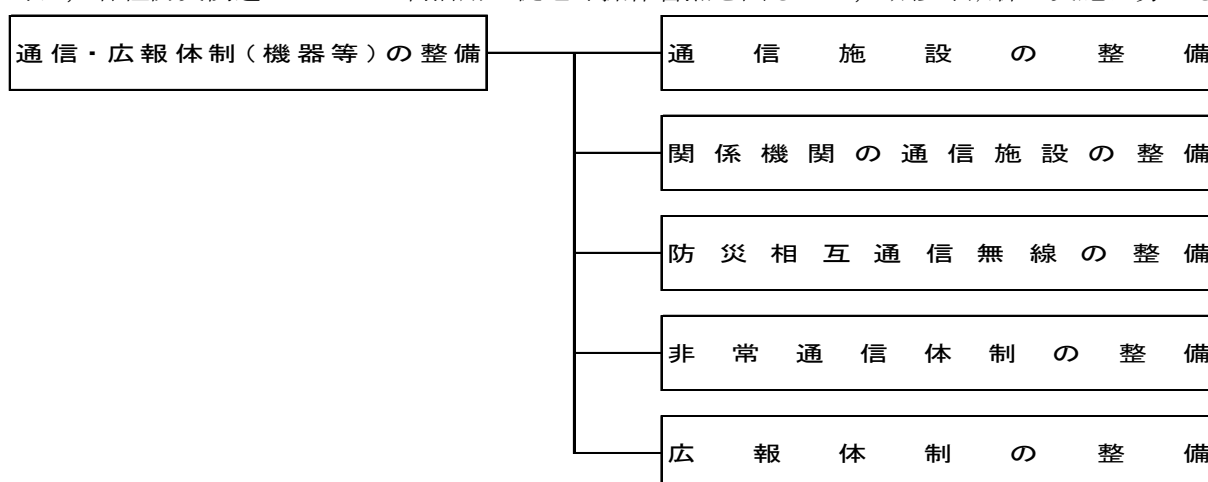
※緊急消防援助隊・・・大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設された。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害時には、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻そう等が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び防災関係機関は、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器の保管設置場所の嵩上げや複数化など、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T, S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。



第1 通信施設の整備

1 防災行政無線による通信体制の整備

町及び県庁と合庁、消防本部、防災関係機関等の間では、防災行政無線により、通信ネットワークが整備されており、今後も、防災行政無線による通信ネットワークの維持及び整備拡充を図る。

- (1) 必要に応じ、機動性に優れた移動局の増設配備に努める。
- (2) 防災上必要な未設置機関への無線局設置に努める。
- (3) データ伝送等の回線確保に努める。

2 通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために町の防災行政無線等（屋外拡声器及び戸別受信機）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど、多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

特に、災害発生の高危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に、整備に努める。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- (2) 地すべり危険箇所のある地区

- (3) 土石流発生危険渓流のある地区
- (4) 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- (5) 山地災害危険箇所のある地区
- (6) 宅地造成工事規制区域のある地区
- (7) 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- (8) 高潮危険のある地区
- (9) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (10) 主要交通途絶予想箇所のある地区
- (11) その他、災害危険箇所のある地区

3 通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、すみやかに復旧処理にあたる体制を整備する。

(3) 長時間対応可能な非常用電源設備の確保

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第2 関係機関の通信施設の整備

各関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

町及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

1 関係機関の通信手段の充実

(1) 西日本電信電話株式会社の通信手段

災害時に電話が輻そうした場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる災害時優先電話を利用する。

(2) 警察の通信手段

① 警察有線電話による通信

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

② 警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

(3) 九電電話による通信

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支社、電力所、営業所等を経て通信連絡する。

2 関係機関の通信手段の活用

町、県及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第3 防災相互通信無線の整備

1 通信施設の整備対策

町、県及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

町は、孤立化が予想され、防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは、速やかに防災相互通信用無線の配備に努める。

2 通信施設の運用の充実

町、県及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第4 非常通信体制の整備

1 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき非常通信の活用を図ることとなっている。

◇電波法

(目的外使用の禁止等)

第五十二条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

一 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）

二 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をい

う。以下同じ。)

三 安全通信（船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)

四 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)

五 放送の受信

六 その他総務省令で定める通信

2 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を行う。

第5 広報体制の整備

1 住民への広報，広聴体制

災害時に住民に対し、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法確立する。

2 報道機関への通報体制

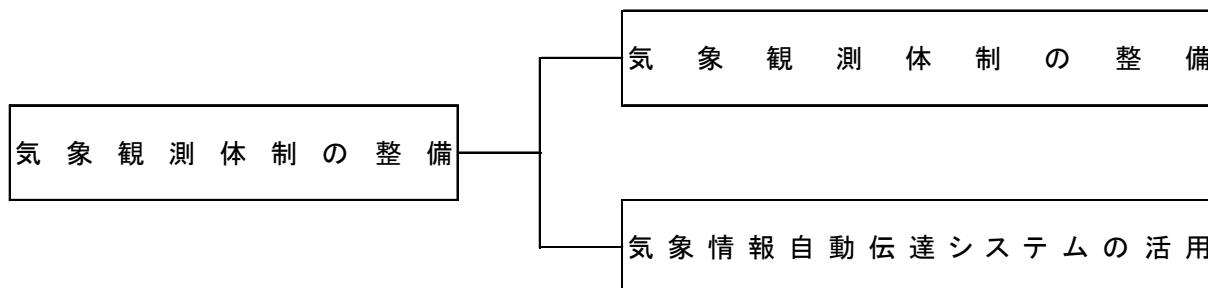
- (1) 報道機関を通じての広報については、情報を迅速・的確に発信する。
- (2) 災害対策本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

3 情報通信ネットワーク，インターネット・メールを通じた情報交換

情報化の進展に伴い、情報通信ネットワーク、インターネット（町ホームページ、エックス、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト）、緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努める。また、デジタルに馴染みのない方や通信が途絶した場合の代替手段として、紙媒体での情報提供の仕組みの構築も検討する。

第3節 気象観測体制の整備

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するために、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



第1 気象観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁気象業務計画に基づき、台風・豪雨、高潮・波浪災害に関する気象業務体制の整備、充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県、町等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 関係資料のデータベースの構築

災害発生時等において、気象警報・注意報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 町等の気象観測体制の整備

町、県及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有の観測施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）、水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

気象情報自動伝達システムの活用により、気象警報等や気象関連情報を自動的に町や消防本部にFAX送信するとともに、防災関係職員の参集を携帯電話メールにより呼びかけ、風水害等の災害発生時等の警戒体制の確立を図る。

また、町は、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を速やかに、主要な施設及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達する。

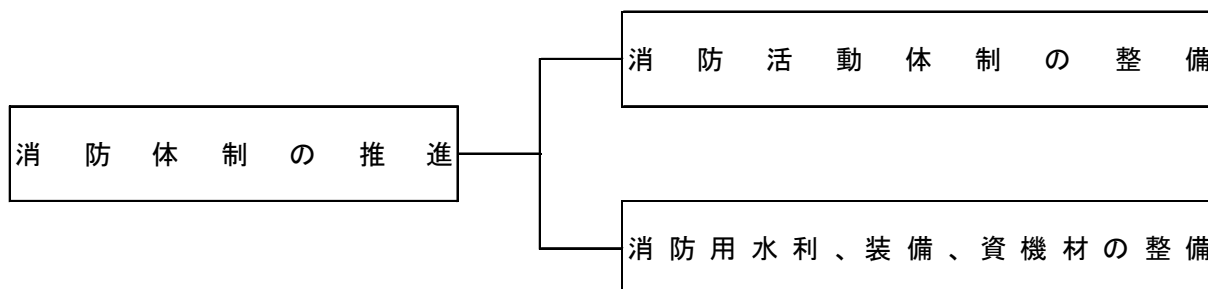
※気象情報自動伝達システム・・・災害予防段階での災害警戒情報の伝達や災害応急段階における被災状況の報告等を円滑に行うために、国および地方出先機関を結ぶ情報通信回線や国・都道府県・市町村の各レベルの防災関係機関間を結ぶ情報通信回線等。

第3 土砂災害発生予測情報システムの活用

町は、県の土砂災害発生予測情報システムの活用により、雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険指標レベル1，2，3等土砂災害に関する情報を電話，ファクシミリ又はインターネット等により受け取り，速やかに住民等に対して情報提供する。

第4節 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利装備資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。



第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

（1）消防組織の充実強化

消防活動体制の充実強化を図るため、装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防本部等と連携を図り、消防職員及び消防団員に対するより高度な教育・訓練を実施する。

（2）消防団の育成強化

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

町は、以下のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

① 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

② 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

表 消防本部・消防団の状況

（令和8年4月1日現在）

常備消防		非常備消防	
消防本部人員数	志布志消防署人員数	消防分団数	消防団員数
19 名	39 名	7 分団	192 名

2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

町及び消防組合は、一般家庭内における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、震災時にける火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、地震時の火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

町及び消防組合は、消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに自主防災組織、自衛消防隊等の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2 消防水利，装備，資機材の整備

1 消防水利の整備（耐震性貯水槽等）

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

(1) 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的な自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

(2) 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

◇消防施設強化促進法

(目的)

第一条 この法律は、市町村の消防の用に供する施設の強化を促進し、もつて社会公共の福祉を増進することに寄与することを目的とする。

(国の補助)

第二条 国は、消防の用に供する施設（以下「消防施設」という。）を購入し、又は設置しようとする市町村に対し、その費用の一部を補助することができる。

(補助の対象)

第三条 この法律の規定により国が補助を行うことができる消防施設は、消防の用に供する機械器具及び設備で政令で定めるものとする。

(基準額及び補助率)

第四条 前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、基準額の三分の一以内とする。

2 前項の基準額は、消防施設の種類及び規格ごとに、総務大臣が定める。

2 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的な自己財源の投入等により整備の促進を図る。

表 消防団車両の現況

（令和7年3月31日現在）

大崎町	タンク 自動車	ポンプ 自動車	積載車	小型動力ポンプ 軽積載車
計	2	3	7	16

3 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

（1）通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに全国共通波（2波）の整備を促進するとともに、従来の無線設備及び通信方式であるアナログ通信方式を平成28年5月31日の期限までにデジタル通信方式に移行し、消防指令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を実現させることにより、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所カメラによる早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、以下の機器等の整備の促進に努める。

- 多重無線通信機
- 衛星通信システム
- 早期支援情報収集装置
- 震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

（2）通信・運用体制の整備

①消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

②被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

③住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

表 消防組合の通信・運用体制

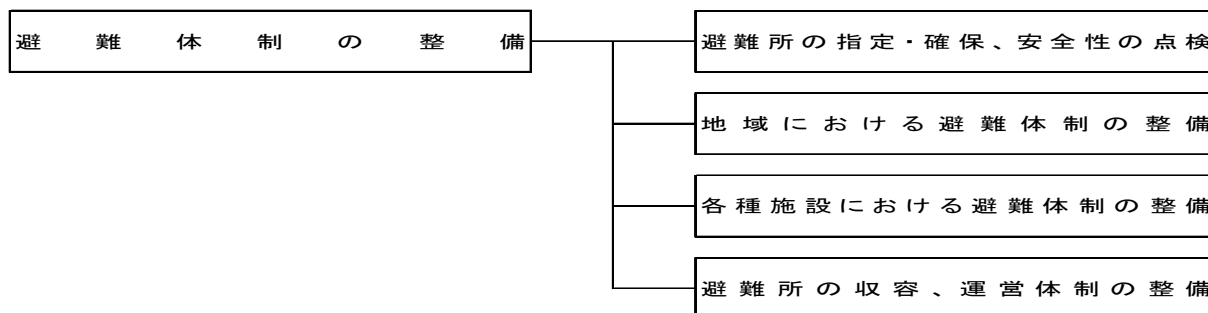
（令和5年4月1日現在）

	消防救急業務用無線局		火災報知専用電話回線	救急指令装置	
	固定・基地局	移動		救急指令専用	消防指令装置併用
大隅曾於地区消防組合	8	39	34		1

第5節 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。



第1 避難場所及び避難所の指定等

1 避難場所及び避難所の指定

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、

障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

避難所の指定方針

（１）位置

- ・避難所の区域は、おおむね公民館区単位等を原則とする。
- ・可能な限り主要道路、河川を横断して避難することがないように配慮する。
- ・避難所及び避難経路が危険箇所近接しないよう配置する。

（２）施設

- ・原則として、小中学校、公民館等の既存の公共施設とするが、適当な公共施設が無い場合は、企業等の施設も活用する。
- ・地形・地盤条件等を考慮し、各地域で想定される様々な災害に対して、安全が確保される施設を指定する。
- ・緊急車両等の駐車場所など、屋外に一定規模のスペースを確保する。

（３）構造

- ・可能な限り耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化された施設とする。なお、バリアフリー化されていない施設の場合は、障害者用トイレの設置や入り口などのスロープなどの段差解消のための設備を配置する。

（４）収容人員

- ・地震被害想定等によって得られる最大規模の避難者数の収容を可能とすることを目標とする。
- ・一施設の収容人数は、概ね数百人程度までとする。
- ・一定の広さを確保し、余裕のある収容人員を設定する。

（５）備蓄品等

- ・救護施設、通信機器、テレビ・ラジオ等の確保を図る。
- ・食料、飲料水、常備薬、炊き出し器具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。
- ・長時間対応可能な電源を確保するため非常用電源の整備に努める。
- ・避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。
- ・特に学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置機関の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽、井戸、自家発電設備等の防火機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 一時避難場所の確保

自治会及び自主防災組織等は、避難所への緊急避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

第2 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導体制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

- ① 災害対策基本法第60条に基づき、町長の避難措置は、原則として避難の準備（避難準備（要配慮者避難）情報）、避難の勧告（避難勧告）、避難の指示（避難指示）の3段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難の勧告、避難の指示を行う。
- ② 町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。
- ③ 町長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、町内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本地域防災計画により行う。

なお、浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは名称及び所在地を本地域防災計画に定める。

表 避難指示等一覧（3類型）

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 （要援護者避難）情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 要援護者等、特に避難行動に時間を要する高齢者等は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、非難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始し危険な場所から全員避難する。
緊急安全確保	- 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害の発生した状況	- 避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 - すでに安全な非難ができず、命が危険な状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。

◇災害対策基本法

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

7 第五項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(2) 避難指示等の実施要領

- ① 町長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ、町地域防災計画等に実施要領を定めておく。
- ② 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

○町長不在時等の代行者

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	危険の切迫により町長の判断を仰ぐいとまがない場合や町長が不在の場合には、副町長等の職務代理者が町長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を町長に報告する。
県知事	災害により町長が避難勧告・指示の措置を実施できない場合には、県知事が町長の措置を代行する。県知事は代行した旨を公示し、町長に通知する。(災害対策基本法第60条第5項)
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、町長等が避難の指示を行ういとまがないとき、又は町長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を町長等に通知する。(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた

	場合で、警察官がその場にいないときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を町長等に通知する。（自衛隊法第94条）
--	--

- ③ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長、大隅地域振興局長）に報告しなければならない。

（３）避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- ① 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。
- ② 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路を、自主防災組織又は自治会等であらかじめ把握しておく。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流出、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。
- ③ 状況に応じて誘導員の配置、車両による移送などの方法を講じておく。

2 自主避難体制の整備

- （１）町は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。
- （２）自主防災組織は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- （３）住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じた場合や土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

3 避難指示等の伝達方法の周知

（１）避難指示等の伝達体制

避難指示等の伝達については、住民や関係者への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報系無線（屋外拡声器）、地域コミュニティ無線（戸別受信機）を利用して伝達する。

イ 自治会及び自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ・ラジオ、電話等により伝達する。

カ 登録型メール、緊急速報メール（エリアメール）により伝達する。

キ 避難の勧告、指示の信号は次による。

区分	サイレン	警鐘
----	------	----

準備	約 5 秒 ●—— ●—— ●—— 休止 (約15秒)	1 点打 ● 休止 ● 休止 ●
勧告	約 5 秒 ●—— ●—— ●—— ●—— 休止 (約 6 秒)	3 点打 3 点打 ●●● 休止 ●●●
指示	約 1 分 ●—— ●—— 休止 (約 5 秒)	連打 ●●●●●●●●●●

(2) 伝達方法等の周知

町長は、避難指示等の伝達方法等については、広報紙、ホームページ、各種防災訓練及び防災研修会等を通じて住民へ周知するよう努める。

(3) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の要配慮者関連施設等については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 伝達方法の工夫

町は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用等、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努める。

4 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、県の定める「避難行動要支援者の避難支援モデルプラン」を参考にして、町は、「避難行動要支援者避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の掌握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、町地域防災計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織又は自治会等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めるよう努める。また、町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮したものとする。

また、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

5 在宅避難者等の避難体制の強化

- (1) 町は指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するように努めるものとする。
- (2) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するように努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第3 各種施設における避難体制の整備

1 病院等、社会福祉施設等の避難体制の整備

(1) 病院等、社会福祉施設の避難体制の現状

① 医療施設の避難対策等

町内の病院等に対し、消防署において、予防査察や避難訓練の際、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用施設・設備の整備・点検、避難訓練の実施状況等について、確認・指導を行っている。

② 社会福祉施設の避難対策等

町内の社会福祉法人・施設に対し、消防署において、予防査察や避難訓練の際、スプリンクラー、屋内消火栓、非常通信装置、防災カーテン、寝具等設備の整備・点検状況、宿直者の配置、連絡・避難体制及び地域の協力体制の整備、避難訓練等の実施状況等の確認・指導を行っている。

(2) 病院等、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

① 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

② 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態などに応じた避難訓練を定期的の実施するよう努める。

2 駅、店舗等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災施設等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該地域で予想される災害の種類の応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制作りに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を

定期的に実施するよう努める。

3 学校等における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、町内の学校（町立小・中学校）における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

（１）集団避難計画の作成

- ① 教育長は、町内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。
- ② 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。
- ③ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

（２）避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長、校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

（３）避難誘導体制の強化

- ① 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。
- ② 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。
- ③ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
- ④ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- ⑤ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。
- ⑥ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。
- ⑦ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。
- ⑧ 校長は、学校行事等による郊外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。
- ⑨ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

（４）避難場所の指定・確保

教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた、学校ごとの避難場所を定めておく。

第4 避難所の収容・運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、町長が行う。また、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事の通知を受けた町長が行う。町長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対して、周知・徹底を図り、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

さらに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講じるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

2 避難所の運営体制の整備

町は、避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」（平成19年12月鹿児島県）及び「避難所管理運営マニュアルモデル（平成20年8月鹿児島県）」を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

○「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」の項目

- （1）避難所をめぐる基本的な事項
- （2）事前対策
- （3）応急対策
- （4）地域住民等自主運営組織による避難所の運営
- （5）災害時要援護者対策

3 避難所の生活環境改善システムの整備

町及び県は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

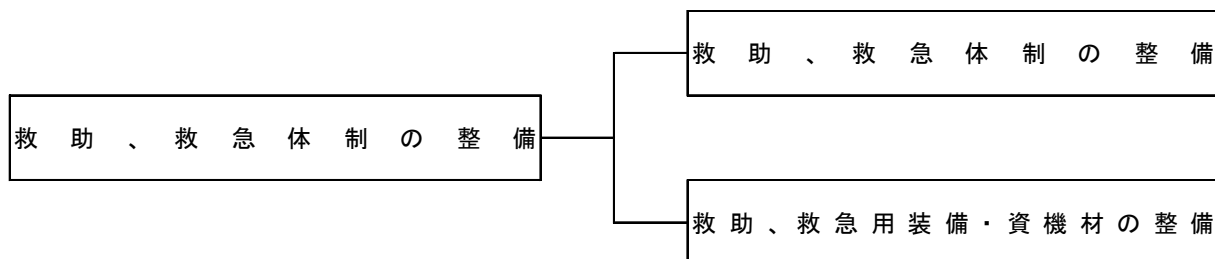
4 避難所巡回パトロール体制の整備

町及び県は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。



第1 救助、救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助、救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

1 関係機関等による救助、救急体制の整備

- (1) 消防本部、消防署を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 町は、町内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、県及び消防本部と連携し、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、消防団員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、災害医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- (7) 警察署、自衛隊、海上保安部及び関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。
- (8) 消防団は日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

※救急救命士・・・救急救命士法に基づき、医師の指示の下に、救急救命処置を行う者をいいます。

2 孤立化集落対策

町は、中山間地域、沿岸地域などの地域において、豪雨や地震等による道路交通の途絶により孤立化する恐れのある集落等については、県が定める「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に当該集落との情報伝達手段の確保、救出・救出活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制、孤立化した集落からの地域住民等の救出方法等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

○ 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話や防災無線拡声子局のアンサーバック機能等、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

○ 通信機器の住民向け研修の充実

集落等に整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）・地域コミュニティ無線などは集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

○ 救急患者などの緊急輸送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペース（防災対応離着陸場）の確保や、地元漁協協同組合等との人員・物資等の輸送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

○ 食料・飲料水、非常用発電機の備蓄

孤立化した集落においては、電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し、地域住民の生活の維持に支障をきたす可能性がある。

このため、当該地域においては、各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や、避難所における備蓄物資の整備に努める。

また、停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

（１）孤立化するおそれのある集落の把握

町は、豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で、道路交通の途絶により孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化のおそれのある集落との通信手段について、事前の整備・確保に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考に、警察、消防、自衛隊、大隅地域振興局（建設部、農林水産部）等防災関係機関からの意見も参考とする。

① 道路交通の状況

- 集落につながる道路において迂回路がない。
 - 集落につながる道路において落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶の予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。
 - 集落につながる道路において、橋りょう等の道路建築物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
 - 土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- ※道路については、四輪自動車が通行可能な道路とする。

② 孤立化するおそれのある集落との通信手段への影響について

○ 道路への崩土や倒木などの被災による架線の切断等によって、電話回線による通信手段が途絶する可能性が高い集落であるか否か。

○ 固定電話及び携帯電話以外の多様な通信手段が確保されていない集落であるか否か。

(2) 孤立化の未然・事前防止対策

町は、孤立化を未然に防止するため、県及び防災関係機関等と連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡体制を整備し、平常時からの情報共有や訓練に努める。

① 孤立化するおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員とする等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

② 集落が孤立化した場合、町などの公共機関による救出・救助活動が始まるまでの間、集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。

このため、集落における自主防災組織等において、平常時から緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実・強化に取り組む。

③ 集落内に学校や、警察、消防等の公共的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が持つ通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

④ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

⑤ 防災行政無線拡声子局のアンサーバック機能については、孤立化するおそれのある集落の災害情報連絡員に使用方法を周知しておくなど、通信手段の多様化を図る。

⑥ 道路交通の途絶を想定し、平常時から、地元漁業協同組合との人員や物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、海上交通による緊急輸送手段の確保に努める。

⑦ 孤立化するおそれのある集落において、救出・救助活動や、食料や医薬品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場所（「防災対応離着陸場」という）を選定・確保（校庭、空き地、休耕田の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

⑧ 道路管理者（県、町）は、崩土や落石等の危険性がある箇所の法面对策や橋梁への耐震対策などについて、孤立化のおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。

そのため、県、町は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

⑨ 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む

による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体や、インフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

(3) 孤立化した場合の対応

① 町は、孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、防災

関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。

- ② 町は、孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ③ 道路等の被害状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内での避難所の開設や、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。
- ④ 孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関と連携の上、地域住民を避難させる。
- ⑤ その他必要な対策について、防災関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。
- ⑥ 道路管理者（県、町）は、国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。
- ⑦ 道路管理者（県、町）は、道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合には、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

3 住民の救助，救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助，救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助，救急用装備・資機材の整備

1 救助用品装備・資機材等の整備方針

土砂崩れ等による生き埋め等の救出，救助救急事象に対応するため，消防署，消防団，自主防災組織等において，必要な救助用装備・資機材を整備する。

また，災害時に同時多発する救助，救急事象に対応するため，消防本部と連携して高度救助用資機材を装備した救助工作車の整備を図る。

表 救助用装備・資機材の整備

関係機関	整備内容
消防署等	① 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型，熱画像直視装置，夜間用暗視装置，地中音響探知機 ② 救助用ユニット（油圧式救助器具，空気式救助器具，切断機（鉄筋カッター）） ③ 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，のこぎり，鉄線はさみ，大ハンマー，スコップ，救助ロ

	ープ（10m）
消防団	① 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，のこぎり，鉄線はさみ，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m） ② 担架（毛布・枕を含む） ③ 救急カバン
自主防災組織	① 担架（毛布・枕を含む） ② 救急カバン ③ 簡易救助器具等（バール，鋸，ハンマー，スコップ他） ④ 災資機材倉庫等

2 救急用装備・資機材等の整備方針

津波や地震災害時に同時多発する救急事象に対応するため，救急用装備・資機材等の整備を図る。

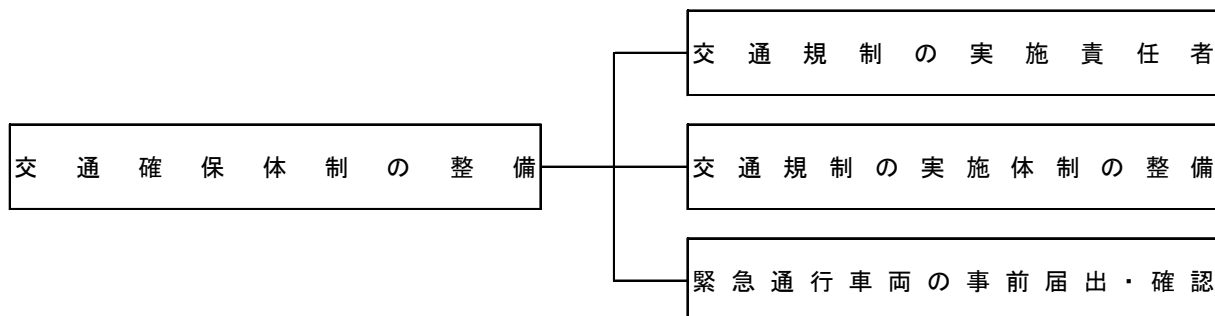
表 救急用装備・資機材の整備

区分	整備内容
車両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材，非常用救急資機材，消防隊員用救護資機材 トリアージ・タッグ

第7節 交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、救急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。



第1 交通規制の実施責任

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通省 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間内を除く国道及び県道) 町長(町道)	(道路法第46条) ① 道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) ① 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認められるとき (道路交通法第4条～第6条) ② 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ③ 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事	(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規則
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部長 港長 海上保安官	(港則法第37条) ① 船舶交通の安全のため、必要があると認められるとき ② 海難の発生、その他の事情により特定港内にお

		いて船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認めるとき（海上保安庁法第18条） ③ 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき
--	--	---

第2 交通規制の実施体制の整備

区分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 1 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、或いは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 2 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 3 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 4 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いため、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 5 装備資機材の整備 規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

第3 緊急通行車両の事前届出・確認

町長は、町の保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

◇災害対策基本法

（災害応急対策及びその実施責任）

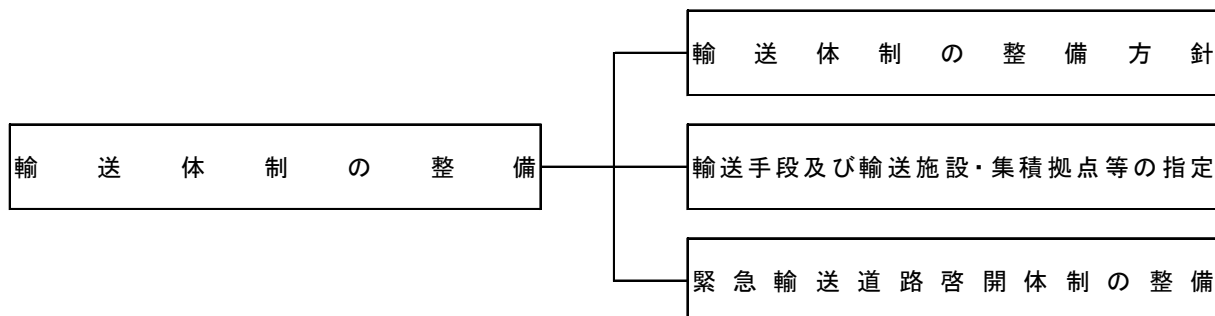
第50条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - 8 緊急輸送の確保に関する事項
 - 9 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

第8節 輸送体制の整備

風水害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。



第1 輸送体制の整備方針

町は、災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想されることから、日頃から以下について、関係機関相互の連携の強化に努める。

- 1 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- 2 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、以下のとおり確保する。

- ① 自動車による輸送
 - ア 災害応急対策実施機関所有の車両等
 - イ 公共的団体の車両等
 - ウ 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
 - エ その他の民間車両等
- ② 船舶等による輸送
 - ア 県有船舶等
 - イ 漁船等
 - ウ 民間船舶等
 - エ 海上保安本部所属の巡視船艇等
 - オ 自衛隊所属の船舶等
- ③ 航空機・ヘリコプターによる輸送

（２）関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保をはかるために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

（１）輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等の輸送については、県が指定した輸送施設を利用するが、状況に応じ関係機関と連携を図りながら、適宜輸送施設の指定を行う。

- ① 緊急輸送道路の指定
- ② 臨時ヘリポート等の指定

（２）集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、県が指定した集積拠点を利用するが、必要に応じ関係機関と連携を図りながら、適宜集積拠点の指定を行う。

- ① トラクターミナル等の指定
- ② 道の駅等の指定

第3 緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

1 災害に備えた道路啓開体制

県は、発災後の道路の障害物除去（路面返上の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

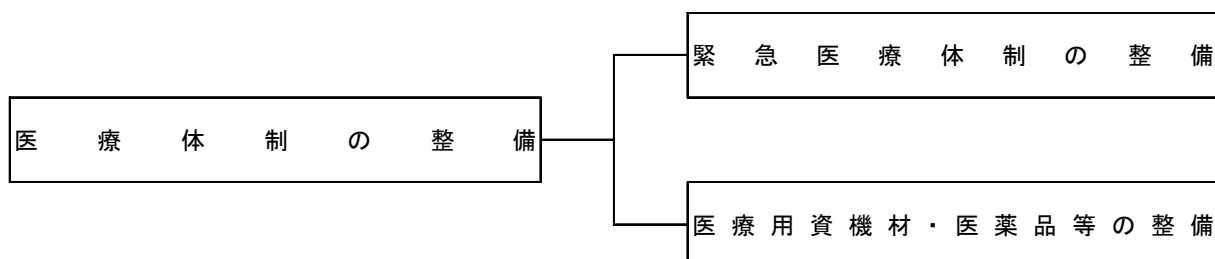
2 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

第9節 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。



第1 緊急医療体制の整備

1 医療体制の整備

災害による負傷者への対応のため、救護班の編成や災害拠点病院の体制整備などを進めるとともに、医療機関等の役割分担について調整を行うなど、地域内の連携の充実に努める。

(1) DMATの整備

- ① 県は、被災地域内における医療情報収集等と伝達、応急治療及び搬送などを行うDMATを養成する。
- ② DMAT指定病院は、災害発生時に迅速に出動可能な体制を整備する。

表 DMAT指定病院

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37 - 1	099 - 230 - 7000	2
鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町 2545	099 - 261 - 2111	2
鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町 7 - 1	099 - 254 - 1125	2
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8 - 35 - 1	099 - 275 - 5111	1
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市南栄 5 丁目 10-51	099 - 268 - 1110	1
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1 - 8 - 8	0994 - 42 - 5101	2
県立大島病院	名瀬市名瀬真名津町 18 - 1	0997 - 52 - 3611	1
出水総合医療センター	出水市明神 520	0996 - 67 - 1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099 - 482 - 4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993 - 53 - 5300	1

(2) 救護班体制の整備

町は、県（保健所）と連携して、日本赤十字社鹿児島県支部大崎町分区、曾於医師会、曾於郡歯科医師会等と協力し、災害時の救護班の編成計画を作成しておくとともに、救護班の設置場所や運営に関して、関係医療機関等の協力関係をあらかじめ定めておくものとする。

また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

（３）医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど平素から整備しておく。

（４）情報連絡体制の充実

ア 保健所、DMA T指定病院、救護班派遣病院等は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。

イ 災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、災害医療情報システムをはじめ、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等の活用に努める。

※DMA T・・・暴風、豪雨等の大規模な自然災害や航空事故、列車事故等の事故の急性期（災害発生後、概ね48時間以内）に知事の要請に基づき、災害等の現場において救命処置等を行う医療チーム。

（５）鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会（鹿児島J R A T）との連携

県は、リハビリテーション専門職の活動により、災害時の生活不活発病と災害関連死を防ぐため、連携等に努める。

2 後方搬送体制の整備

（１）後方医療施設の確保体制の整備

県は、災害時に入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するため、後方医療機関となるべき医療機関は、後方医療施設の確保体制の強化に努める。

（２）関係機関相互の役割

傷病者の後方搬送について、町、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

（３）トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し習熟に努める。

（４）透析患者や在宅難病患者等への対応

① 透析患者等への対応

は、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、断水時における透析施設の水への優先的供給、県及び近隣市町村等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

② 在宅難病患者等への対応

町は、平常時から、在宅難病患者等の把握を行うとともに、県及び近隣市町村、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

ア 災害時要援護難病患者等全体に対する対応

（ア）災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理

（イ）災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発

イ 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援

(ア) 予備電源の確保や医療材料等の備蓄等，日頃の備えについて啓発

(イ) 医療機関等との連携による入院先や受入先の確保の調整

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

1 医療用資機材・医薬品等の確保体制の整備

災害時には，多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので，各関係機関は，医療用資機材・医薬品等の整備に努める。

(1) 協定による確保体制

町は，災害時に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制を確保するため，町内の薬局，医薬品業者等と在庫品の優先的供給，供給方法等を協議し，医薬品等の供給協定を締結する。

2 医療用資機材・医薬品等の備蓄方針

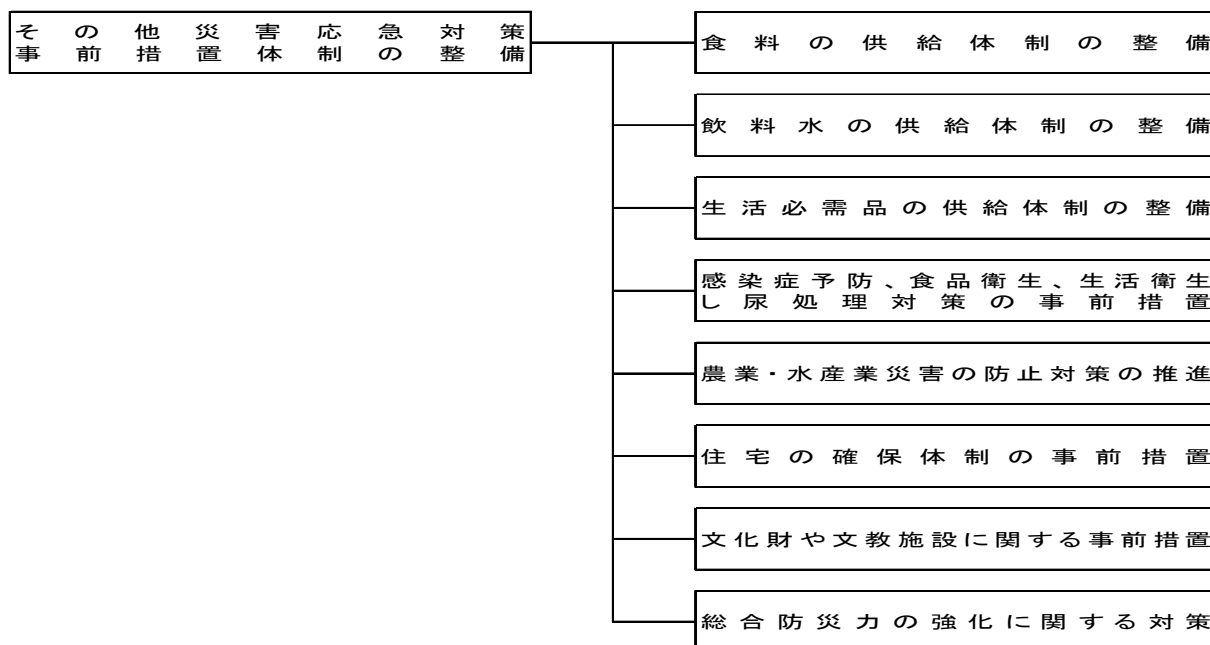
町は，大規模災害に備え，防災備蓄倉庫，各避難所，公共施設等に必要な最小限の医療用資機材・医薬品を備蓄する。

第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

町及び県は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が予想されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる物資について、あらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達体制等の整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう務める。町は、新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

町及び県は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医療品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。



第1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄計画の策定

町は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておく。

2 食料の調達に関する協定等の締結

町は、災害時の食料調達について、民間流通業者、町内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等との協力協定の締結に努めるものとする。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 応急復旧体制の整備

(1) 復旧に要する業者との協力

町は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

(2) 復旧に要する業者との協力

町は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

2 応急給水体制の整備

(1) 給水能力の把握

町は、あらかじめ災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

(2) 給水用資機材の整備

町は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

(3) 民間ミネラルウォーター製造業者等との協力

町は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、民間ミネラルウォーター製造業者から容器詰め飲料水が確保できるよう、業者を把握するとともに協力依頼に努める。

3 応急対策資料の整備

町は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

4 広域応援体制の整備

町は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村との相互応援体制の整備に努める。

5 風水害対策マニュアル類の整備

町は、風水害時における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために、各水道事業体の規模や地域特性に応じた風水害対策マニュアル類の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等を把握するとともに協力依頼に努める。

備蓄の方針

(1) 備蓄場所

- 備蓄場所は交通の便、人口分布等を考慮し、配置する。
- 原則として、公共的施設を活用し必要に応じて倉庫等を整備する。

(2) 備蓄品の種類と数量

① 食料

- 必要量は、災害当初の3日間のうちの2日分とする。(1日分は家庭内備蓄を充当)
- 食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。
- 備蓄品目は、概ね次のとおりとする。
 - ・主食品：おこわ、乾パン、缶詰等
 - ・乳児食：粉ミルク、離乳食等
 - ・その他：保存水、レトルト食品、カップ麺等

② 飲料水

- 必要最低量は、災害発生から3日分、1人1日3リットルを確保する。

③ 生活必需品

- 必要量は、災害当初3日間のうちの2日分とする。(1日分は家庭内備蓄を充当)
- 備蓄品目は、概ね次のとおりとする。
 - ・日用品：食器、ほ乳瓶、トイレットペーパー、紙おむつ、石鹸、バケツ等
 - ・衣料等：毛布、タオルケット、タオル、Tシャツ等
 - ・その他：ポリ容器、救急箱等

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

町は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

町は、感染症予防作業のために衛生班の編成計画を作成する。

衛生班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況に

より町食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

町は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により公益社団法人鹿児島県生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

町は、平成7～8年度における県地震被害予測調査結果等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について具体的な備蓄計画を策定し、その情報を県に提供する。

(2) 広域応援体制の整備

町は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

また、公共下水道施設の復旧等について、相互応援体制の整備に努める。

第5 農業・水産業災害の防止対策の推進

風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し、農家及び漁家の経営安定を図るため、農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

1 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、町及び県はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の末端農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

2 農作物等被害予防対策の確立

地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

3 作目別被害予防対策

各作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にと

どめる。

4 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

5 畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、町はもとより、関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。

6 漁具・漁船・いけすの災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の強度補強・陸揚げ、いけすの強度補強・避難など適切な対策を指導する。

なお、いけすの緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

第6 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町は、県と連携し、住宅の供給体制の整備に努める。

- (1) 県及び町は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や町営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (2) 県及び町は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整える。
- (3) 町は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。
- (4) 県及び町は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達が出来るように、入手手続き等を整えておく。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

町は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置

(1) 文化財管理者に対する防災指導

町は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行うものとする。

ア 防火管理の体制を整備する。

- 防火管理者のもと適切な火元責任者を定め、担当責任を明らかにする。
- 防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。
- 防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。
- 文化財防火デー（1月26日）を中心に、防災訓練等を実施するなど防火意識の高揚を図る。

イ 施設内の整理整頓を図る。

ウ 火気の使用を制限する。

- 火気の使用は、一定の場所を定める。
- 指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。

エ 火災危険の早期発見と警戒に努める。

- 定期的に防火診断を受ける。
- 防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

オ 火災の起こりやすい器具等に注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつば、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具

カ 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

- 防火管理計画
- 消火・通報・避難訓練計画

（2）消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

ア 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器具（水バケツ、水槽等）を設置するよう努める。また、消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

イ その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。

ウ その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

（3）文化財防火デーの計画

町教育委員会は、文化財防火デーに消防署等関係機関の協力を得て、下記のことを計画実施し、関係者の文化財保護意識の高揚を図る。

ア 広報媒体等を使い、趣旨の普及徹底を図る。

- 新聞、ラジオ、テレビ、印刷物、展示会、講習会、映画会等

イ 火災予防対策を指導する。

- 消防計画の作成、検討
- 電気設備、火気使用箇所等の点検整備
- たき火、たばこ等火気使用禁止区域の設定
- 各種消防用設備等の点検整備

- 上記の防火診断，その他，火災予防措置として必要な事項
- ウ 防火訓練を行う
 - 地元消防機関の協力を求め指導を受ける。
 - 防火訓練は，通報，消火，重要物件の搬出，避難等を総合的に行う。
 - 操法の習熟と，隊機能の敏速かつ的確な活動の熟練を期する。
 - 不備の箇所を是正する。

エ 消防実技講習会を実施して，消防技術の向上に努める。

オ 実施状況を報告する。

※文化財・・・我が国の長い歴史の中で生まれ，育まれ，今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産。我が国の歴史，文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に，将来の文化の向上発展の基礎をなすもの。

2 文教施設に関する事前措置

- (1) 町は，博物館，美術館，郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館，美術館，郷土館等の所有者又は管理者は，定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第8 総合防災力の強化に関する対策

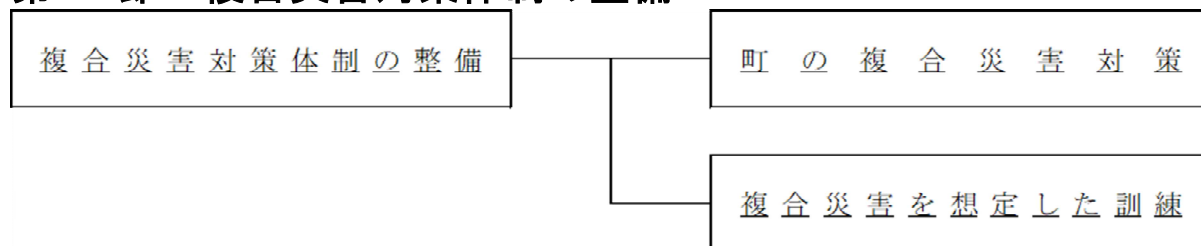
1 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには，平素から，防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方，災害の発生時において，住民が避難し，防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。このため，平常時の防災知識の普及啓発，訓練機能，防災資機材の備蓄機能，災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして，コミュニティ防火拠点（自治会の区域が対象）及び地域防災拠点（小学校区又は中学校区が対象）の整備を進めていく。

2 消防・防災ヘリコプターの運行体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運行を円滑に行うため，消防職員により編成した防災航空隊の訓練，ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実，警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を平行して進める。

第11節 複合災害対策体制の整備



第1 町の複合災害対策

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

町は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第3章 町民の防災活動の促進

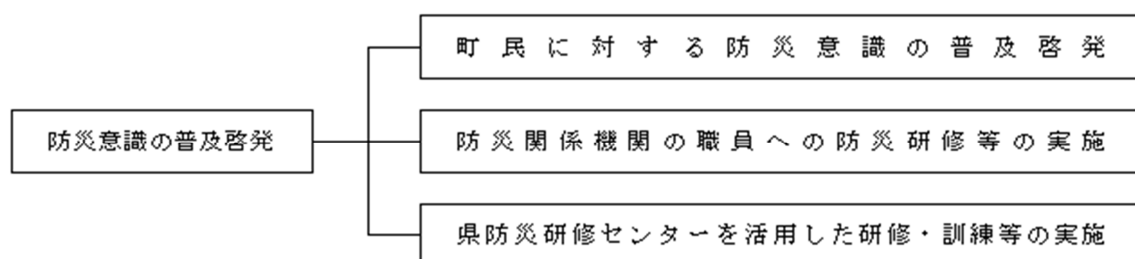
風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、町民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、町民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。このような町民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、町民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、町は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。



第1 町民に対する防災知識の普及啓発

1 町民への防災広報等による防災知識の普及啓発

(1) 防災広報等による防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

町民への防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ① ラジオ、テレビ、地域コミュニティ無線放送施設
- ② 新聞
- ③ 町ホームページ
- ④ 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- ⑤ 映画、ビデオ、スライドの活用
- ⑥ 広報車の巡回
- ⑦ 講習会等の開催
- ⑧ その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

町民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるほか、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図る。

① 町民等の責務

ア 自ら災害に備えるための手段を講じること

自ら防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 自発的に防災活動に参加すること

地域における防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

② 地域防災計画の概要

③ 災害予防措置

ア 家庭での予防・安全対策

(ア) 災害に備えた2～3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備

イ 出火防止、初期消火等の心得

ウ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

エ 警報等の発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動、避難場所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制の確保について、あらかじめ決めておくこと

カ 災害危険箇所の周知

キ 避難路、緊急避難場所等及び避難方法の確認

ク 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

ケ 船舶等の避難措置

コ 農作物の災害予防事前措置

サ その他

④ 災害応急措置

ア 災害対策の組織、編成、分掌事務

イ 災害調査及び報告の要領、連絡方法

ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

エ 災害時の心得

(ア) 災害情報の聴取並びに聴取方法

(イ) 停電時の照明

- (ウ) 非常食料，身廻り品等の整備及び貴重品の始末
- (エ) 屋根・雨戸等の補強
- (オ) 排水溝の整備
- (カ) 初期消火，出火防止の徹底
- (キ) 避難の方法，避難路及び緊急避難場所等の確認
- (ク) 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援
- オ その他

⑤ 災害復旧措置

⑥ 被災地支援

⑦ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により，最も効果のある時期を選んで行う。

なお，県，町，その他防災機関は，「防災週間（「防災の日」9月1日を含む8月30日～9月5日）」，「防災とボランティアの週間（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日～21日）」に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園，小・中学校における学校教育は，その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか，適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど，教育方法を工夫しつつ実施する。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

町及び県は，学校教育における取組を支援するため，防災教育に関する情報の提供に努め，各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

青少年，女性，高齢者，障害者，ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は，県防災研修センター（含防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で，それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も，台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識，災害の原因及び避難，救助方法等をその内容に組み入れ，防災教育を徹底する。

3 災害教訓の伝承

住民は，語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ，防災教育，慰霊祭等の開催，伝承碑の保存その他の方法により，自ら災害教訓の伝承に努める。

町は，過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するため調査分析や各種資料の収集・保存，住民及び児童・生徒への周知に努める。

また，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，調査分析結果や各種資料の収集・保存等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

町及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

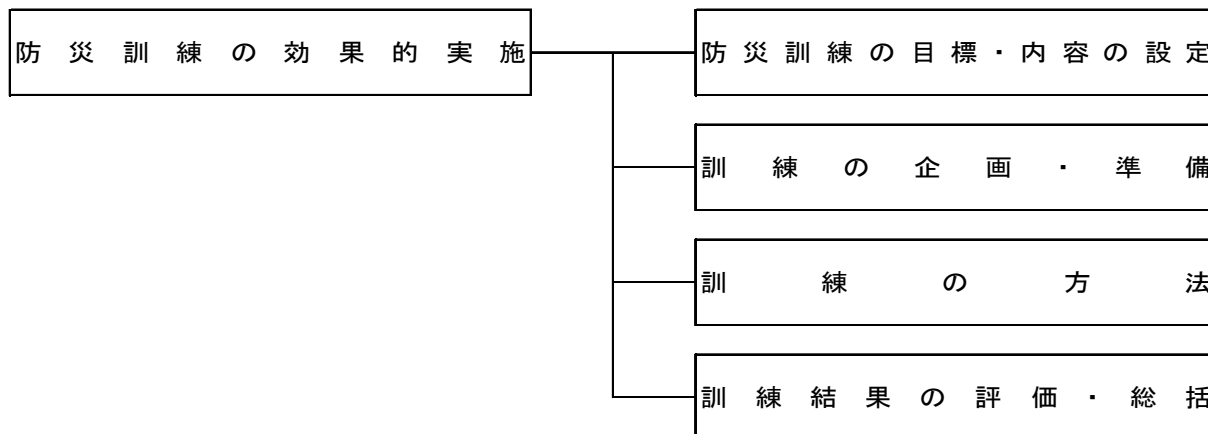
なお、災害時において、町及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化，飲料水，食料，医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努める。

第3 県防災研修センターを活用した研修・訓練等の実施

県防災研修センターが実施している各種の災害対策研修や体験訓練，出前講座等を活用し，町民の防災意識を高めるとともに，自主防災組織の活動の充実を図る。

第2節 防災訓練の効果的实施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。



第1 防災訓練の目標・内容の設定

1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・町・防災関係機関及び町民等の参加者の、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指す。

2 訓練の内容

防災訓練の内容には、以下の内容が考えられる。

- (1) 動員訓練，非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 医療・救護訓練
- (6) 給水・給食（炊飯）訓練
- (7) 輸送訓練
- (8) 消防訓練
- (9) 流出油災害対策訓練
- (10) 燃料供給訓練
- (11) その他必要な訓練

第2 訓練の企画・準備

1 訓練の時期

訓練の種類により、最も防災訓練の効果が期待できる時期に実施する。

2 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施するものとし、家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、崖崩れ等土砂災害の恐れのある地域、洪水・浸水の恐れのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。

3 訓練時の交通規制

防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認める時は、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について県公安委員会に届出を行う。

第3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、県、消防、自衛隊、第十管区海上保安本部等防災関係機関と協力し、また、自主防災組織、アマチュア無線連絡会、民間企業、NPO法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

1 町が行う訓練

(1) 町の防災訓練

町は、町内の各防災関係機関と十分連携をとりながら、防災訓練を実施する。

(2) 消防訓練

町及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町等と合同で実施する。

(3) 非常通信訓練

町長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

(4) 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

町長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

2 その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

3 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、店舗等の管理者は、県、町、消防機関、その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

4 広域防災訓練

町は、広域応援協定をより実行あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

第4 訓練結果の評価・総括

1 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果をとりまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

2 訓練結果の報告

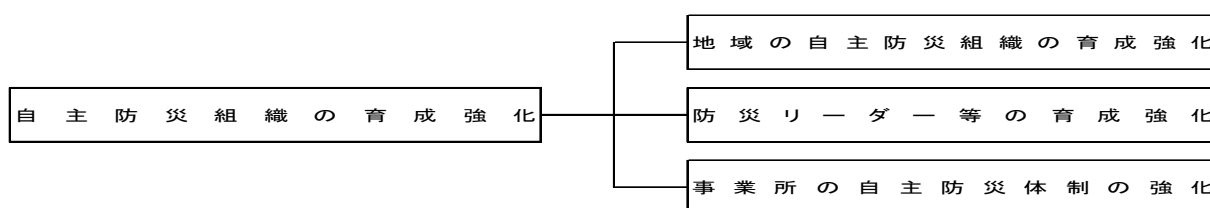
訓練を実施した各機関の長は、実施結果を防災会議の長に報告するものとする。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、県、町等の行政機関及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、町民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは、保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

町は、自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災組織への助言や、育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。



第1 地域の自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町及び県は、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

町は、町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に、災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- ② 土石流危険渓流のある地区
- ③ 山地崩壊危険区域のある地区

- ④ 家屋密集等消防活動困難地区
- ⑤ 地盤振動・液状化危険のある地区
- ⑥ 津波危険のある地区
- ⑦ 工場等の隣接地区
- ⑧ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ⑨ 土砂災害警戒区域等のある区域
- ⑩ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意する。

- ① 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

- ① 自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 自治会の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ③ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。
- ④ 公民館、青年団、女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

- ① 平常時の活動
 - ア 防災に関する知識の普及
 - イ 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
 - ウ 情報の収集伝達体制の確立
 - エ 火気使用設備器具等の点検
 - オ 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
 - カ 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

② 災害発生時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集
- イ 住民に対する避難勧告・避難指示等の伝達，確認
- ウ 責任者による避難誘導
- エ 救出・救護の実施及び協力
- オ 出火防止及び初期消火
- カ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では，若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地で見られたが，地域の防災活動の担い手として，これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後，地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，自主防災組織等が日常的に活動し，また，訓練を行うよう実施を即し，地域の防災活動への参画を推進するとともに，研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう，積極的に創意・工夫していく。

なお，男女双方の視点に配慮した防災を進めるため，女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

1 工場，事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

高層建築物，劇場，店舗，旅館，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りし，又は利用する施設及び石油，ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては，火災の発生，危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので，これらの被害防止と軽減を図るため，自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

- ① 中高層建築物，劇場，店舗，旅館，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りし，又は利用する施設
- ② 油類，高圧ガス，火薬類，毒劇物等を貯蔵し，又は取扱う製造所，貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で，自衛消防隊等を設置し，防災防止にあたることが効果的である施設
- ④ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり，共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防隊等の設置要領

消防機関は，事業所の規模，形態により，例えば，店舗，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は，消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか，管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合，共同防火管理協議会を中心とする

防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

◇消防法

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

4 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

※共同防火管理協議会・・・一般に雑居ビルといわれる建物のことを、複合用途防火対象物という。こうしたビルでは、ビルの所有者を代表とし、各テナントの社長等（管理権原者）によって構成された共同防火管理協議会を設置し、ビル全体の防火管理を共同で進めるための協議事項を定め、消防署へ届出しなければならない。

2 自衛消防隊等の活動の推進

（１）自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

（２）自衛消防隊等の活動の推進

① 平常時

- ア 防災訓練
- イ 施設及び整備等の点検整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

② 災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難誘導・救出救護

表 自主防災組織の活動内容例

《 自主防災組織の活動内容例 》		
活動項目		活動内容
日常活動	学習活動	ア 地域災害史や体験談の掘り起こし イ 災害についての学習 ウ 学習会や講演会の開催 エ 応急手当知識の普及
	広報活動	ア 自治会文書やパンフレット類の発行 イ 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 ウ 情報伝達経路の確立
	点検活動	ア 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 イ 避難路、避難施設の点検整備 ウ 災害時要援護者等の把握
	資機材整備	ア 防災資機材の整備、点検 イ 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	ア 自主防災組織単位での防災訓練の実施 イ 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 ウ 町等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	ア 災害、被害情報の収集伝達 イ 高齢者等避難・避難指示の伝達 ウ 防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	ア 危険箇所の巡視並びに予防対策 イ 被害箇所の応急復旧 ウ 初期消火活動
	避難誘導活動	ア 避難路、避難所の安全確認 イ 避難路、避難所の指示 ウ 災害時要援護者、子どもの避難補助 エ 避難誘導
	救出救護活動	ア 負傷者等の救出 イ 負傷者等の応急手当
	給食給水活動	ア 食料、飲料水等の確保 イ 炊き出し等の給食活動 ウ 給水活動 エ その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	ア 文化財等の安全確保

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食給水」訓練等を重視して重点的に行う。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

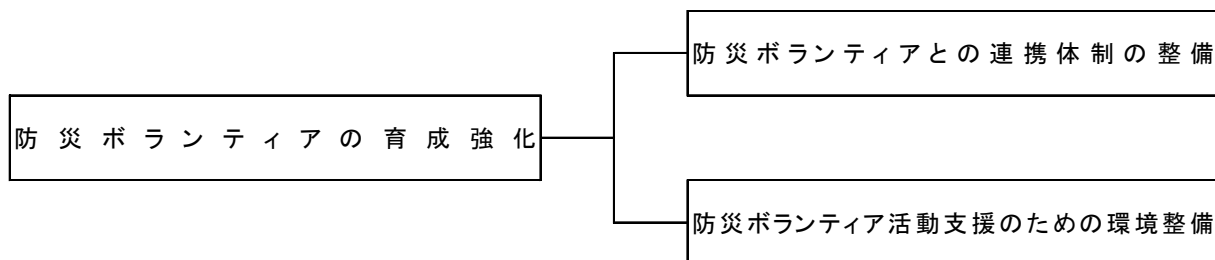
町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第5節 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。



第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

1 防災ボランティアの活動内容

大規模災害が発生した場合における防災ボランティア活動の環境整備を図るため、町関係課において、平常時から、地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、防災ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。また、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進等に努める。

表 ボランティアの活動内容

ボランティアの区分		活動内容等	ボランティア関係協力団体
専門分野のボランティア	通信	通信，情報連絡	アマチュア無線連絡協議会
	ボランティアコーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	町社会福祉協議会
	医療	人命救助，看護メンタルヘルス	曾於医師会，県薬剤師会 曾於支部，郡歯科医師会，日本赤十字社
	介護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	町社会福祉協議会
	通訳	外国語通訳，翻訳，情報提供	ボランティア通訳
一般分野のボランティア	生活支援等	物資の仕分け，配送，食料の配給，清掃等	町社会福祉協議会

2 関係機関等における連携体制の整備

町及び関係機関等においては、平常時から、地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

町社会福祉協議会は「救援ボランティア活動マニュアル」の作成に努め、ボランティア活動が円滑に行えるようにする。

1 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町及び町社会福祉協議会は連携を図り、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

2 防災ボランティア登録・把握

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、町社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておくものとする。

3 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保等

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

4 消防本部による環境整備

消防機関は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、防災ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努める。

5 警察本部による環境整備

県警察は、町と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、住民等の不安の払拭を行う防災ボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の防犯団体に対し、指導、助言を行うものとする。

6 日本赤十字社鹿児島県支部大崎町分区との連携

日本赤十字社鹿児島県支部大崎町分区は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、支援物資の搬入出・配分及び炊き出し等、被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは、国際赤十字委員会・各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を円滑に遂行するため、平素より、防災ボランティアを養成・登録するものとする。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスを実施できるように、災害救助法第31条の2第2項に基づき、町、県、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

第6節 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分の認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

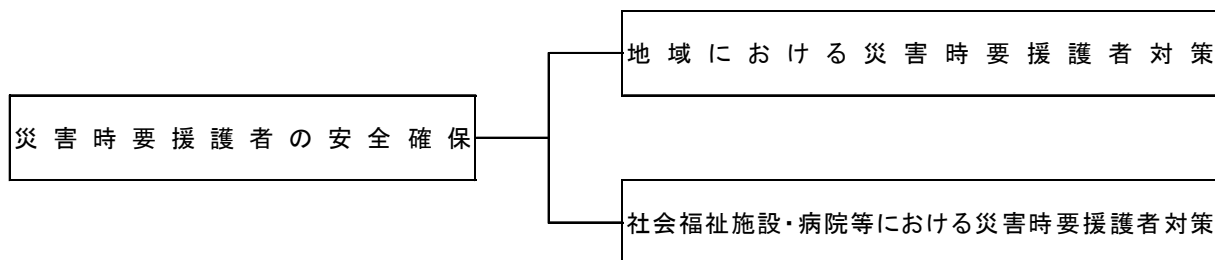
また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、県及び町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。県及び町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児，病弱者，心身に障害を持つもの，外国人，観光客，旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから，「要配慮者」といわれている。今後とも，高齢化や国際化の進展，高速交通網の発達による町内への流入人口の増等に伴い，「要配慮者」が増加することが予想される。

このため，町，県及び防災関係機関は，平素より，災害時要援護者の安全を確保するための対策を推進する。



第1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の実態把握

町は，町の各課・局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し，要配慮者の実態把握と関係課・局間での共有化を図る。特に，避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については，避難行動要支援者名簿を作成し，把握に努める。また，要配慮者に関する情報等は，自主防災組織や，自治会等の範囲ごとに把握する。

なお，掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも，プライバシーには十分留意する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は，町地域防災計画に基づき，関係各課との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成する。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導，安否確認

町は，町地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定める。

また，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等について，あらかじめ定めるよう努める。

町は，避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関，警察機関，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自治会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本

人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料、飲料水等については、住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないように、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、町は、訪問介護員（ホームヘルパー）や民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板の多言語化を推進する。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めよう努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して、定期的に実施し、また各種災害対応マニュアルの作成に努める。